

改正卸売市場法（その他の取引ルール）について

項番	事項	内容	理由
1	第三者販売	<p>（卸売の相手方の制限）</p> <p>第22条</p> <p>卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合であって、仲卸業者及び買受人の買受を不当に制限することとならないときは、この限りでない。</p> <p>(1)市場における入荷量が著しく多いか又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び買受人にとって品目又は、品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>(2)仲卸業者及び買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>(3)あらかじめ締結した契約または、個別の物品について随時締結する契約に基づき他の卸売市場等に卸売をする場合</p>	<ul style="list-style-type: none">● せり売り、入札による卸売を円滑に行うため● 取引の実態を把握するため
2	商物分離	省略	<ul style="list-style-type: none">● 物流の効率化の推進● 電子商取引対応による業務効率化の推進とビジネスチャンスの拡大
3	直荷引き	<p>（仲卸業者の業務の規制）</p> <p>第27条</p> <p>仲卸業者は、市場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、仲卸業者が、取扱品目を市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合であって開設者の承認を受けたときは、この限りではない。</p> <p>(1)取扱品目の物品について販売の委託の引受けをすること。</p> <p>(2)取扱品目の物品を市場の卸売業者以外の者から買入れて販売すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 取引の実態を把握するため● 生鮮品の価格形成の公平性を担保するため
4	自己買受けの禁止	<p>（卸売業者についての卸売の相手方としての買受の禁止）</p> <p>第23条</p> <p>卸売業者（その常勤役員及び使用人を含む。）は市場において行う取扱品目の卸売</p>	<ul style="list-style-type: none">● 取引の実態を把握するため● 生鮮品の価格形成の公平性を担保するため

		の相手方として、物品を買受けてはならない。ただし、卸売業者が、取扱品目を買受ける必要があり、価格形成の公正が保持される場合にあっては、この限りでない。	
5	受託拒否の禁止	<p>(差別的取扱いの禁止等)</p> <p>第19条</p> <p>卸売業者は、市場における業務の運営に関し、出荷者、仲卸業者、買受人、その他市場の利用者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならない。</p> <p>2. 卸売業者は取扱品目について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなくその引受けを拒んではならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産者保護のため

以上